

鳥取縣公報

昭和二十一年六月十一日
第千七百十九號

火曜日

本書ノサハ國定規格5A判

訓令

◇鳥取縣訓令甲第二十一號

蠶業取締所長
蠶業取締 支所長

蠶絲業法施行に關する事務の中、左記第一號の事項はこれを蠶業取締所長に、第二號の事項はこれを蠶業取締所長又は蠶業取締支所長に、處分を委任する。

大正七年七月鳥取縣訓令甲第三十一號はこれを廢止する。
昭和二十一年六月十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、蠶絲業法施行規則第四十條第四十一條第二項第四十八條第二項に關する事項
- 二、蠶絲業法施行規則第二十條第二十四條第二十五條第二十六條第三十一條第三十二條第三十三條第五十條第

五十二條第五十三條及び蠶絲業法施行手續第一條第九條に關する事項

告示

◇鳥取縣告示第二百五十六號

農耕用牛賃貸料金の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された

昭和十七年七月鳥取縣告示第四百六十五號（農耕牛賃貸料金指定ノ件）はこれを廢止する

昭和二十一年六月十一日
鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により農耕用牛賃貸料金の統制額を次のやうに定める

昭和二十一年六月十一日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、農耕牛賃貸料(二頭につき)

時 期 最高賃貸料

春季 自三月至 七月 三十日間 一、二〇〇圓
秋季 自九月至十一月 三十日間 一、〇〇〇圓

(一) 農耕牛の賃貸期間中における飼料は凡て借主の負擔とす

(二) 農耕牛の賃貸期間が繼續して十日間を超へざる場合における賃貸料は十日間の料金を以て計算したる額とし繼續して十日間を超へ三十日未滿の場合における賃貸料は三十日間の料金を以てその期間の賃貸料とす

(三) 一日に滿たない場合と雖も一日と看做す

(四) 耕鞍等の器具費及賃貸期間中の疾病による醫料費は借主の負擔とす

◇鳥取縣告示第二五十七號

石油販賣業者が石油を持届販賣する場合の持届賃及特殊荷渡設備において販賣する場合の加算額、大藏大臣において

次のやうに指定された。

昭和二十一年六月十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における石油販賣業者が石油を持届販賣する場合の持届賃及特殊荷渡設備において販賣する場合の加算額の統制額を次のやうに定める

昭和二十一年六月十一日

大藏大臣 石 橋 湛 山

昭和二十一年三月三日大藏省告示第七十三號

石油の統制額に加算すべき統制額

一、石油販賣業者が持届販賣する場合

(石油販賣業者所在同一市町村の實需者に持届の場合)

種 別 單位 持届加算額の統制額

ドラム罐 一八〇立乃至 一 個 一、五〇〇以内

一八立罐 一 個 一、五〇〇同

半固体機械油中味 一 珎 一〇〇同

撤 一八立 一、〇〇同

二、特殊荷渡設備において賣渡の場合

(石油販賣業者所在地港内船舶に配給する場合)

(イ) 海上船舶に對し陸上給油施設により配給する場合

種 別 單位 加算額の統制額

撤 一八立 一、五〇以内

(ロ) 海上船舶に對し配給船より配給する場合

種 別 單位 加算額の統制額

撤 一八立 一、〇〇以内

(ハ) 容器詰のものは一を適用する。

◇鳥取縣告示第二五十八號

産婆名簿登録(左ノ如シ)

昭和二十一年六月十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍 鳥取縣八頭郡雨瀨町大字雨瀨一八五番地
住所及開業地 本籍ニ同シ

昭和二十一年五月十八日 第二〇一五號登録
岸 本 英 子

大正八年壹月貳拾八日生

本籍 大分縣直入郡竹田町大字竹田四二一番地

住所及開業地 鳥取市上町三六番地

昭和二十一年五月二十一日 第一〇一六號登録

喜 田 村 な や

明治參拾年拾貳月貳拾壹日生

◇鳥取縣告示第二五十九號

産婆名簿へ次の者を登録した

昭和二十一年六月十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍 鳥取縣岩美郡大茅村大字雨瀨四〇五番地
住所及開業地 本籍地ニ同シ

昭和二十一年五月二十三日 第一〇一七號登録
太 田 三 重 子
大正拾年四月五日生